



大津市公報

平成 29 年 4 月 1 日
号外 (第 25 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 77 大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則..... 1
- 78 大津市財務規則の一部を改正する規則..... 1
- 79 大津市市民活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 2

規 則

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第77号

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則

大津市公有財産等管理規則(昭和63年規則第59号)の一部を次のように改正する。

第59条第2項中「建設部に属する課等が所管する借地権について登記する」を「特に総務部長が行う必要がないと認められる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第78号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則(平成9年規則第73号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「及び分室並びに消防署」を「並びに消防署の課及び分署」に改め、同条第7号を次のように改める。

課長 大津市事務決裁規程(昭和56年訓令第9号)第2条第11号に規定する課長、消防局の課長並びに消防署の課長及び分署長、大津市教育委員会事務決裁規程(平成6年教育委員会訓令第1号)第2条第11号に規定する課長、出納室次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局次長、農業委員会事務局長並びに議会局の課長の職にある者(これらの職にある者が2人以上いるときはそのうちの上席の者とし、これらの職にある者がいないときはその直近上位の職にある者とする。)をいう。

第34条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定による収納印の押印は、電子計算組織に記録された収納印の印影を領収証書に出力することをもって、これに代えることができる。
- 3 第1項の規定による領収証書の交付は、当該領収証書に記載すべき当該収納の内容を記録した記録紙を交付することをもって、これに代えることができる。

第44条第2項中「までに、」の次に「会計管理者又は」を加える。

第57条中「建設部道路管理課」を「未来まちづくり部道路・河川管理課」に改める。

第121条第3号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 指定金融機関担保金

第156条第2項を次のように改める。

- 2 出納員は、課長をもって充てる。
第156条第3項中「課に属する」を「第1項の規定により課に置かれる出納員の執務する事務所の所在地と」に改め、「当該課の課長が執務する事務所の所在地と」を削る。

別表第 3 中

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく就学援助費
学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づく就学援助費
就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）に基づく就学援助費
特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励費

を

大津市就学援助費給付要綱に基づく就学援助費

に改める。

大津市特別支援教育就学奨励費給付要綱に基づく奨励費

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市市民活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第79号

大津市市民活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市市民活動センターの管理運営に関する規則（平成17年規則第125号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「別表に規定する別に」を「第 5 条第 2 項に規定する規則で」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。